

④-2 各避難退域時検査場所の責任者等配備計画（案）

施設敷地緊急事態と判断された時点から、要員の配置等体制を整え、避難退域時検査場所を設営する準備をする。各検査場所における検査責任者及び検査支援員の配置は下表のとおりとする。

検査場所	検査責任者	検査支援員	検査員、応援要員
大畑地区、高野川地区	むつ保健所	むつ市	県、関係市町村、原子力事業者、被ばく医療プロフェッショナル修了生、原子力災害医療協力機関（青森労災病院、国立病院機構弘前病院、青森県放射線技師会）、県地域防災計画（原子力編）に定める防災関係機関 他
有戸地区、松ノ木地区	上十三保健所	野辺地町	
千歳平地区、倉内地区	八戸保健所	六ヶ所村	

※ 避難所の救護所に併設する避難退域時検査は、東地方保健所及び弘前保健所等が対応する。
 ※ 五所川原保健所は各保健所の後方支援等を行う。

(参 考)

青 原 第 3 9 2 号

平成 2 9 年 1 月 2 5 日

各 市 町 村 長 殿

(原子力防災担当課、福祉担当課扱い)

青森県危機管理局長

(公 印 省 略)

原子力災害時における避難行動要支援者の把握について (依頼)

原子力災害対策重点区域を包含する市町村におかれては、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法及び「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 (平成 2 5 年 8 月内閣府 (防災担当))」に基づき、避難行動要支援者の把握に係る取組を進めてください。

なお、原子力災害時には、自然災害時に加え、以下の内容の把握が必要となるので御留意願います。

記

1 避難手段の把握について

原子力災害時にはUPZ (発電所から概ね 3 0 キロメートル圏内) 以遠に避難することが原則となることから、自家用車以外の避難手段により避難が必要となる場合に、当該避難手段を円滑に要請するためには、予め個々の避難行動要支援者の避難手段について把握する必要があること。また、広域避難を行うと健康リスクが高まる者の把握が必要なこと。(資料 1 - 1、別紙)

特にPAZにおける要配慮者は、施設敷地緊急事態要避難者となることから、より確実な避難手段を計画する必要があること。

2 放射線防護対策施設の活用等について

「1」と同様に、放射線防護対策施設の整備を国に要望する際に、当該施設の活用を想定する人数等についての基礎情報となること (資料 2)。

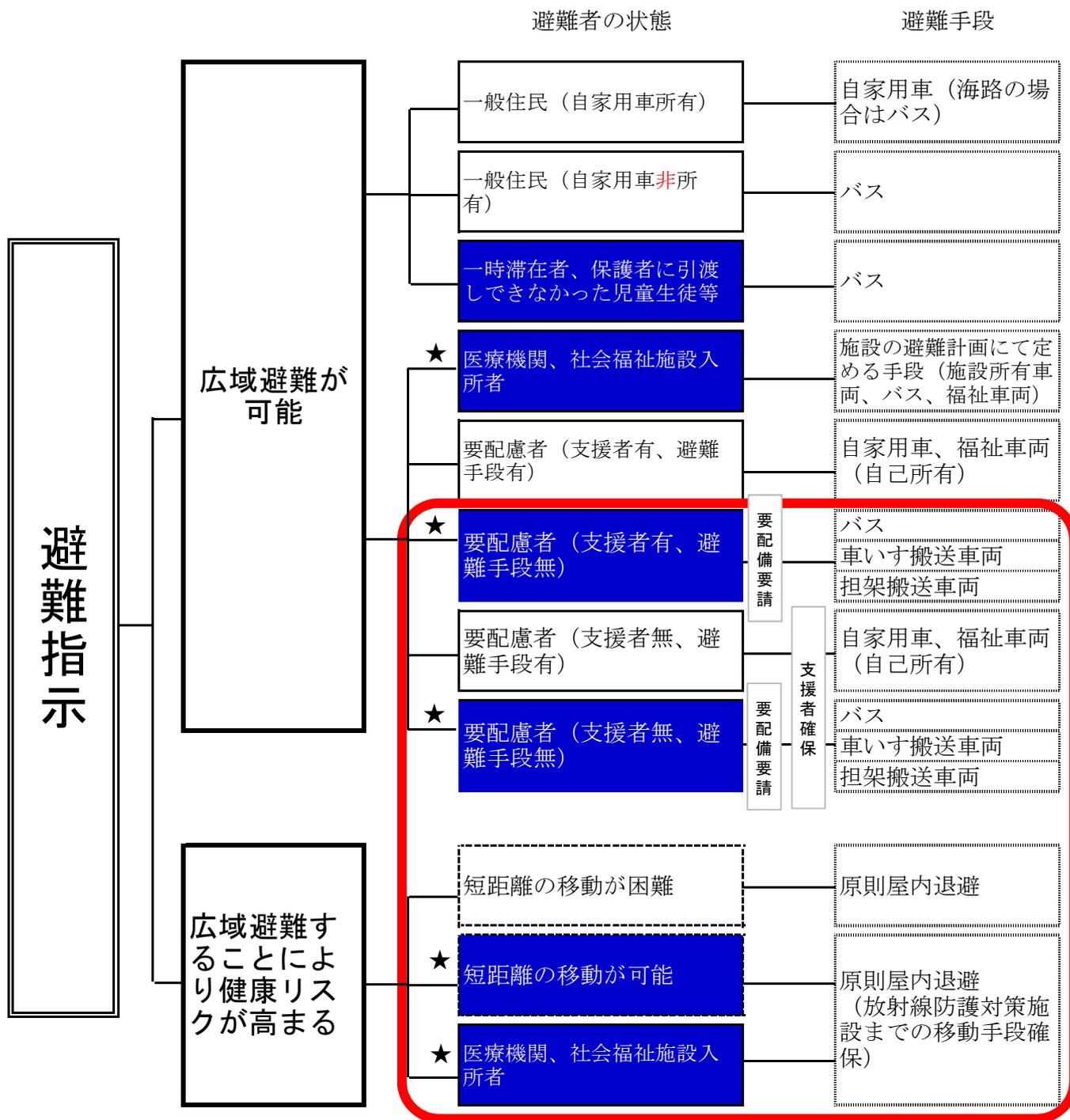
避難行動要支援者の把握について

○原子力災害時には広域避難が必要となることを踏まえ、各地区の**避難行動要支援者ごとに避難手段、支援者の有無**を把握する必要。

→福祉車両（車いす搬送車、ストレッチャー搬送車）やバスの所要数の把握につながる。

○放射線防護対策施設の整備に当たっては、上記に加え、**具体的な対象者を把握し**、それぞれの住民に係る自宅から屋内退避、最終避難所までの流れを整理する必要。

なお、★については、医療機関等又は公共施設について、既設の放射線防護対策施設を**相互活用の可能性**について、関係者と検討を行う必要。



放射線防護対策施設への屋内退避が想定される者

原子力災害時に、避難手段、支援者等について個別に把握するべき避難行動要支援者